



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 公安委員会規則		
*1 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則	 1
*2 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則	 2
○ 告示		
219 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(障害福祉課) 3
220 〃	(〃) 3
221 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(〃) 3
222 身体障害者福祉法による医師の指定	(〃) 4
223 県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課) 4
224 〃	(〃) 4
225 林業種苗生産事業者の登録	(森林整備課) 5
226 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	(水産振興課) 5
227 廃川敷地の発生	(河川課) 9
228 建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課) 9
229 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき撤去したプレジャーボート等の保管	(港湾空港振興課) 10
230 港湾施設の公示	(〃) 10
231 和歌山下津港港湾計画の変更の概要	(港湾整備課) 11
○ 内水面漁場管理委員会告示		
1 平成23年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量の決定	 11

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月4日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「財産及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第4号中「庁舎(宿舍を含む。)の維持管理」を「施設室の運用」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 会計課に、施設室を附置する。

2 施設室においては、庁舎(宿舍を含む。)の維持管理及び整備並びに財産の管理及び処分に関する事務をつかさどる。

第13条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 警備業、探偵業、古物営業、質屋営業、金属くず業、風俗営業等の許可等に関すること(他の部の所掌に属するものを除く。)

第13条中第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を削り、同条第12号中「街頭犯罪等総合対策室」を「犯罪抑止総合対策室」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第13号を第9号とし、第14号を第10号とする。

第13条の2第1項中「街頭犯罪等総合対策室」を「犯罪抑止総合対策室」に改め、同条第2項中「街頭犯罪等総合対策室」を「犯罪抑止総合対策室」に改め、同項第1号中「街頭犯罪等総合対策」を「犯罪抑止総合対策」に改め、同項第2号中「街頭犯罪等総合対策本部」を「犯罪抑止総合対策室」に改める。

第14条第2項第1号中「性犯罪等の前兆事案」を「性的犯罪等及びその前兆事案」に改め、同項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その他子ども及び女性の安全対策に関すること。

第15条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第17条を削り、第16条の2を第17条とする。

第20条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 警備業、探偵業、古物営業、質屋営業、金属くず業、風俗営業等関係事犯の取締りに関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。

(8) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(9) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）に定める犯罪及び公衆に迷惑をかける行為等の取締りに関すること（生活安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

第20条に次の1号を加える。

(12) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び部内の他課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

附 則

この規則は、平成23年3月18日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月4日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県和歌山東警察署の部大新交番（和歌山市数寄屋丁）の項中「和歌山市数寄屋丁」を「和歌山市坊主丁」に改め、同表和歌山県白浜警察署の部丸公園交番（西牟婁郡白浜町）の項中「丸公園交番」を「白良浜交番」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条の2関係）

検問所等の所属、名称及び位置

所 属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名 称	位 置
和歌山県橋本警察署	岸上検問所	橋本市野
	御幸辻警察官連絡所	橋本市御幸辻
和歌山県かつらぎ警察署	広口警察官連絡所	伊都郡かつらぎ町大字広口
和歌山県和歌	水上警備派出所	和歌山市毛見

山西警察署	築港警察官連絡所	和歌山市築港
和歌山県白浜警察署	白浜空港警備派出所	西牟婁郡白浜町
	湯崎警察官連絡所	西牟婁郡白浜町
和歌山県新宮警察署	広角警察官連絡所	新宮市新宮

附 則

この規則は、平成23年3月8日から施行する。

告 示

和歌山県告示第219号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3012200 295	ささゆり作業所	就労継続支援B型	所在地	田辺市合川483-10	田辺市面川1453-4	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第220号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3012405 100	児童デイサービスくれよん	児童デイサービス	事業所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来993-1	西牟婁郡上富田町朝来2302	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第221号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
坂田仁彦	整形外科	坂田整形外科医院	田辺市上の山1-13-22	平成 22. 10. 31
庄司宗弘	内科、胃腸科	庄司医院	橋本市南馬場214-5	平成 23. 2. 1

和歌山県告示第222号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は う 直 こ う 腸	小 腸	免 疫	肝 臓		
新谷寧世	泌尿器科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成 23. 2. 24											○				
畑田充俊	胸部外科 (呼吸器外科・心臓血管外科)	独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	平成 23. 2. 24										○					
小森茂	心臓血管外科	独立行政法人 国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町 27-1	平成 23. 2. 24											○				
大原茂樹	循環器科	独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	平成 23. 2. 24											○				
大原せつ	循環器科	独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	平成 23. 2. 24											○				

和歌山県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業菖蒲谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 平成23年3月7日から平成23年4月4日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局地域振興部農地課、有田川町建設課

和歌山県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業鴻の池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 平成23年3月7日から平成23年4月4日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局地域振興部農地課、有田川町建設課

和歌山県告示第225号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
5249	細東美佐子	有田郡有田川町押出158番地			○	○	細東美佐子	有田郡有田川町押出158番地

和歌山県告示第226号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、平成27年度を目標とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により、公表する。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

基本計画

我が国の水産業は、燃油価格・資材価格の高騰、世界的な金融危機に端を発する経済停滞等、かつて経験したことのない情勢の激変下であり、漁業コストの上昇、魚価の低迷等において深刻な影響を受けている。

国では、水産資源を回復し、その持続的な利用を図る必要等から、平成13年に「水産物の安定供給」及び「水産業の健全な発展」を基本理念とする水産基本法が制定され、水産動植物の増殖を図るため、種苗の生産及び放流の推進等、必要な施策を講ずるものとされた。

さらに、同法に基づき平成14年に水産基本計画が制定され、緊急に資源の回復を図るべき魚種については、漁獲努力量の削減、積極的な資源培養及び漁場環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成し、それに基づく具体的な取組を総合的に推進するものとされた。

これらの理念に基づき、平成22年12月に第6次「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」が策定され、今後5年間の我が国の栽培漁業の推進方向が示されたところである。

本県の栽培漁業は、昭和39年にクルマエビの種苗を放流したことに始まり、昭和54年に那智勝浦町にアワビ等の貝類の種苗生産を目的とする県営の和歌山県栽培漁業センターを整備し、その後も魚類の種苗生産施設を拡充すると同時に、昭和60年に財団法人和歌山県栽培漁業協会（以下「栽培漁業協会」という。）が発足し、同施設においてマダイ及びヒラメの量産を開始した。

また、平成8年に和歌山市に和歌山県北部栽培漁業センターが整備されたことを契機に、量産可能な種苗生産については、栽培漁業協会に一元化し、マダイ、ヒラメ、イサキ及びアワビ類の種苗生産の効率化

を図った。さらに、平成22年度には老朽化した和歌山県栽培漁業センターを解体撤去し、新たに串本町に和歌山県南部栽培漁業センターを整備してクエの種苗生産及びアワビの中間育成に取り組むことになった。

本県沿岸の水産資源は、依然、減少傾向にある現況において、引き続き、漁場環境保全整備及び資源回復計画の推進並びに漁業取り締まり体制の整備と連携して栽培漁業をより一層推進する必要が認められる。

よって、以下の指針を定め「積極的に資源を増大させる栽培漁業」を計画的かつ効率的に推進していくものとする。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- 1 栽培漁業が対象とする水産動物の選定に当たっては、本県海域の特性、社会経済性、種苗供給施設の能力等を勘案し、さらに「資源回復計画」の内容等を踏まえつつ対象種の重点化を図り、費用対効果を念頭に置き効率的に行うよう努めるものとする。
- 2 放流を目的とした水産動物の種苗の生産は、健苗性及び遺伝的多様性の確保の観点から栽培漁業協会が行う。種苗生産に当たっては、種苗の質的向上を図り、生産技術の安定化及び平易化並びに種苗生産の効率化を通じた経費の低減に努め、環境の保全に配慮した種苗の生産を行う。
- 3 水産動物の種苗の中間育成及び放流は、原則として漁業協同組合関係者及び市町等が行う。種苗の放流に当たっては、対象種の特性と地域の実態に即した中間育成の後に、適した水域、時期において、適切な大きさのものを対象種の資源状態に応じ、水域の生態系に及ぼす影響に配慮して行い、効果の発現及び増大に努める。さらに、漁場環境保全整備等の水産業振興諸施策との連携に留意するものとする。
- 4 技術開発は和歌山県農林水産総合技術センター水産試験場（以下「水産試験場」という。）が行い、技術開発に当たっては、地先種及び回遊種その他地域的重要種の中から、本県の自然条件、海域の特性等に適合した魚種に重点を置くものとする。また、開発した技術の普及及び向上を図るとともに、得られた成果は、有効に活用することを促進する。
- 5 和歌山県農林水産部水産局（以下「水産局」という。）は、放流した水産動物が、放流効果発現のため、適切な大きさになるまで育成し、天然魚も含めた適切な漁業管理を行うことにより、合理的な利用を行うよう関係漁業者の指導に努めるものとする。
- 6 水産局及び水産試験場は放流効果の実証に当たり、放流種苗の混獲率・回収率等の放流効果を調査・分析するとともに、漁獲状況、移動範囲等を把握し、次の計画に反映させるよう努める。

放流効果が明らかに実証された対象種については、継続的な種苗放流を推進するため受益者から応分の負担を受けることを検討する。また、放流効果発現の努力にも関わらず期待した効果が得られない対象種については計画を再検討するものとする。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県の区域に属する水面における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

区 分	水 産 動 物 の 種 類
魚 類	マ ダ イ
	ヒ ラ メ
	イ サ キ
	オニオコゼ
	ク エ
貝 類	ア ワ ビ 類

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成27年度において、種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは、次のとおりとする。

区分	水産動物の種類	放流数量（大きさ）
魚類	マダイ	500千尾（全長70mm）
	ヒラメ	400千尾（全長80mm）
	イサキ	200千尾（全長70mm）
	オニオコゼ	50千尾（全長50mm）
	クエ	50千尾（全長100mm）
貝類	アワビ類	450千個（殻長30mm）

第4 放流効果実証事業に関する事項

この事業は、知事が指定する公益法人が実施するものであり、今後実施の可能性のある水産動物は、マダイ、ヒラメ、イサキ、オニオコゼ、クエ及びアワビ類であるが、当面は事業実施主体となる栽培漁業協会の育成を推進するものとする。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

この事業は、放流効果実証事業等を実施した結果、放流による経済効果があると認められた魚種について行うものとする。ただし、育成水面の区域を定める場合は、船舶の航行ほか水面の利用状況等海上交通の安全に配慮する。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

平成27年度までに達成すべき種苗生産技術水準の目標は、次のとおりとする。

水産動物の種類	単位当たりの生産量	大きさ	種苗生産回数
マダイ	3,000尾/m ³	全長30mm	1回/年
ヒラメ	2,000尾/m ³	全長30mm	1回/年
イサキ	3,000尾/m ³	全長20mm	1回/年
オニオコゼ	1,000尾/m ³	全長20mm	1回/年
クエ	1,000尾/m ³	全長30mm	1回/年
アワビ類	2,000個/m ³	殻長25mm	1回/年

2 新魚種の種苗の生産及び放流の技術開発

平成27年度までに新魚種の種苗の生産及び放流について基礎的な技術開発が必要な対象魚種は、次のとおりとする。

区分	水産動物の種類
その他の水産動物	ナマコ類

3 解決すべき技術開発上の問題点

全ての対象種について、種苗生産の省力化及びコストの低減を図り、医薬品に頼らない生産技術を開発する。また、放流種としての評価方法、中間育成・放流技術及び効果的な放流効果実証技術の向上を図るものとする。

加えて、種類ごとの平成27年度までに解決すべき技術開発上の問題点は、次のとおりとする。

ヒラメ:無眼側体色異常魚の出現防止技術の開発

クエ:良質卵確保のための親魚養成技術の確立

オニオコゼ:天然親魚からの採卵技術の確立

アワビ類:高水温期における減耗防止技術の確立

4 技術開発水準の到達すべき段階

平成27年度までに到達すべき技術開発段階は、次のとおりとし、その達成に努めるものとする。

区 分	水産動物の種類	平成22年度における 平均的技術開発段階	平成27年度における 技術開発段階
魚 類	マダイ	D	E
	ヒラメ	D	E
	イサキ	D	E
	オニオコゼ	C	D
	ク エ	B	C
貝 類	アワビ類	E	F
その他の水産動物	ナマコ類	A	A

(注) 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

A:新技術開発期 (種苗生産の基礎技術開発を行う。)

B:量産技術開発期 (種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。)

C:放流技術開発期 (種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。)

D:事業化検討期 (対象種の資源量及び加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。)

E:事業化実証期 (種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。)

F:事業実施期 (持続的な栽培漁業が成立する。)

第7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

1 水産局及び水産試験場等は放流水産動物の成育、分布及び採捕状況等を含めた放流効果を把握し、その定量化に努めるため必要な調査を実施し、放流効果や資源状況等を把握するためのモニタリング体制の整備に努めるものとする。

2 調査は、水産試験場等は標本船調査、市場調査等を通じて行うが、調査精度を高めるため、漁業協同組合等関係機関に採捕魚等に関する積極的な情報提供を求めるとともに、水産試験場等の指導の下、放流対象種を利用する者がデータを収集し、それを水産試験場等が分析することにより、放流効果や資源状態を把握する体制の整備に努め、調査のとりまとめ終了後は、速やかにその概要を関係機関に配布するほか、和歌山県栽培漁業推進協議会に報告するものとする。

第8 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、必要な事項

1 推進体制の整備等

(1) 本基本計画及び毎年度の栽培漁業の円滑な実施を図るため、県、市町村、漁業協同組合、学識経験者及び遊漁者の団体等を構成員とする和歌山県栽培漁業推進協議会を開催し、栽培漁業の円滑な推進に努めるものとする。また、複数の都道府県にまたがる事項等については、国等が設置する推進協議会に参加し、連携を図るものとする。

(2) 放流種苗の保護育成の必要性等について、漁業者及び遊漁者等の認識を深めるため、水産業改良普及員等により積極的な啓発を行うとともに、水産業改良普及員と水産試験場等との連携を一層強化し、栽培漁業に関する技術を各地域へ円滑に移転し、定着化を図るものとする。

(3) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、関係都道府県、独立行政法人水産総合研究センター及び社団法人全国豊かな海づくり推進協会との連携を推進し、特に広域回遊種については、共同調査の実施等により回遊生態を把握すべく、関係県の協力体制を築くよう努める。また、

種苗生産機関相互の情報交換や県間の協力体制の構築を促進するものとする。

2 放流に関するその他の事項

- (1) 放流効果を高めるため遺伝的多様性や種苗の疾病に配慮し、健苗の放流に努めるとともに、中間育成等において、放流種苗の種苗性の強化、放流技術の向上、育成・管理の推進等の研究や対策に努めるものとする。
- (2) 放流に当たっては、沿岸における公共事業の計画及びその実施、船舶の運航等について十分配慮し、尊重するものとする。

和歌山県告示第227号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 二級河川南部川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成23年3月4日
- 3 廃川敷地の位置 日高郡みなべ町大字滝字郷美351番1地先、字郷美351番8地先、字郷美351番9地先、字郷美351番12地先、字郷美351番13地先、字高畑1523番1地先、字高畑1532番1地先、字高畑1533番地先、字高畑1534番地先、字下市井原1544番2地先、字下市井原1554番3地先、字下市井原1558番1地先、字下市井原1558番2地先、字下市井原1560番1地先、字下市井原1565番2地先、字上市井原1566番1地先、字上市井原1566番2地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 6,901.41㎡

和歌山県告示第228号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 平成23年2月22日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 啓城電気株式会社
 - (2) 代表者氏名 岩中壮介
 - (3) 主たる営業所の所在地 岩出市高瀬141-3
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-22）第7002号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
- 4 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
- 5 期間
平成23年2月22日から平成23年6月21日までの120日間
- 6 処分の原因となった事実
啓城電気株式会社の元取締役は刑法（明治40年法律第45号）違反により、平成22年11月12日懲役1年6月執行猶予期間4年の判決を受け、同月27日にこれが確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

和歌山県告示第229号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により撤去したプレジャーボート等について、同条第2項の規定により保管したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該プレジャーボート等の保管その他の措置に要した費用については、条例第16条第7項の規定により、当該プレジャーボート等の返還を受けるべき所有権、占有権又は使用权を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保管したプレジャーボート等の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	船種	船質	全長×幅×高さ(cm)	色等の特徴	その他
1	フィッシングボート	FRP	700×236×90	白色	船体に「252-15635」の表示あり
2	フィッシングボート	FRP	730×214×80	白色	船体に「龍栄丸」の表示あり
3	フィッシングボート	FRP	650×230×120	白色	船体に「日高丸」の表示あり

2 保管したプレジャーボート等の放置されていた場所及び当該プレジャーボート等を撤去した日時
場所 西牟婁郡白浜町立ヶ谷地先の重点調整区域内

日時 平成23年2月15日午前11時00分から同月16日正午まで

3 保管したプレジャーボート等の保管を始めた日時及び保管場所

日時 平成23年2月16日正午から

場所 和歌山市雑賀崎2007番地5

4 保管したプレジャーボート等を返還する場合の手続

西牟婁振興局建設部において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所

田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁振興局建設部用地・管理課（電話番号 0739-26-7949）

和歌山県告示第230号

県が管理する港湾施設を、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山下津港港湾施設

種類	名称	位置	数量	能力
臨港道路	青岸臨港道路	和歌山市湊字青岸坪地内 (和歌山市湊字青岸坪1336-16 から1337-17まで)	延長 395メートル	道路幅員7.0メートル 車線数2 アスファルト舗装

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県国土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

和歌山県告示第231号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成23年3月4日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1150号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

その他重要事項の計画

港湾及び港湾に隣接する地域の保全計画（追加）

港湾及び港湾に隣接する区域を地震による津波災害から守るため、和歌浦・海南港区船尾地区等において海岸保全基本計画に計画されている津波防波堤を次のとおり位置付ける。

[津波防波堤計画]

- 船尾地区 船尾津波防波堤 延長 50m [新規計画]
- 冷水地区 冷水津波防波堤 延長 40m [新規計画]
- 海南外港航路 可動式防波堤 延長 230m [新規計画]
- (通常時天端:海面下-13.0m、異常時天端:海面上+7.5m)

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾整備課

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成23年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成23年3月4日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥 野 恒太郎

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
熊野川漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	1,520,000尾
		あまご	30,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	290,000尾
		こい	20,000尾
	和内共第37号	もくずがに	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あまご	10,000尾
	和内共第38号	あゆ	110,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あまご	10,000尾
		あゆ	150,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	890,000尾
		こい	30,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第7号から第12号まで	あまご	30,000尾

日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	1,200,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第14号	うなぎ	3kg
	和内共第15号	あまご	100,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	30,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	70,000尾
		もくずがに	12,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	360,000尾
		あまご	50,000尾
		うなぎ	100kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	450,000尾
	和内共第27号及び第28号	あまご	20,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	120,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	80,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号から第36号まで	あゆ	760,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	40kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成22年5月25日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ 平均体重3g以上
 こい 平均体重5g以上
 あまご 平均体重3g以上
 もくずがに 平均甲幅5mm以上
 うなぎ 平均体重1g以上